

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その使用用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和5年度四国中央市一般会計決算における社会保障施策関係経費への充当状況については、次のとおりです。

1. 地方消費税交付金決算額

総額	従来分	社会保障財源分
千円	千円	千円
2,102,191	989,293	1,112,898

2. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費

充当先		令和5年度決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他		左記のうち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
		千円	千円	千円	千円	千円
社会福祉費	社会福祉総務費	1,210,751	398,999	8,291	803,461	250,000
老人福祉費	介護保険費	1,789,223	109,777	0	1,679,446	150,000
	後期高齢者医療費	1,569,628	238,015	61	1,331,552	150,000
児童福祉費	児童福祉総務費	2,804,830	1,219,775	360,752	1,224,303	262,898
	保育所費	905,104	23,749	72,650	808,705	50,000
	こども医療費	405,245	55,441	43,843	305,961	100,000
生活保護費	扶助費	994,737	891,236	5,980	97,521	50,000
保健衛生費	予防費	342,734	117,438	0	225,296	100,000
合計		10,022,252	3,054,430	491,577	6,476,245	1,112,898